

# 定 款

コネクシオ株式会社

## 第1章 総 則

### 第 1 条（商号）

当会社は、コネクシオ株式会社と称し、英文では CONEXIO Corporation と称する。

### 第 2 条（目的）

当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 卸売・小売業
2. 情報通信事業
3. 電気通信工事業
4. 情報提供サービス業
5. サービス業
6. 倉庫業
7. 医療・福祉事業
8. 飲食業
9. 古物の売買
10. 託児所、保育所の経営
11. 労働者派遣事業
12. 有料職業紹介事業
13. 国際送金事業
14. 前払式支払手段の発行、販売、運営及び管理業
15. 損害保険業、損害保険代理業、自動車損害賠償保障法に基づく保険代理業及び生命保険の募集に関する業務
16. 電気、ガス及びその他のエネルギー事業全般に関する業務
17. 前各号に附帯関連する一切の業務

### 第 3 条（本店の所在地）

当会社は、本店を東京都港区に置く。

### 第 4 条（機関）

当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査役
3. 監査役会
4. 会計監査人

### 第 5 条（公告方法）

当会社の公告方法は、電子公告とする。但し、電子公告を行うことができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。

## 第2章 株式

### 第6条（発行可能株式総数）

当会社の発行可能株式総数は、153,600,000株とする。

### 第7条（単元株式数）

当会社の単元株式数は、100株とする。

### 第8条（単元未満株式についての権利）

当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当及び募集新株予約権の割当を受ける権利

### 第9条（株式取扱規則）

当会社の株式に関する取扱い及び手数料並びに株主の権利行使に関する事項は、取締役会の定める株式取扱規則による。

### 第10条（株主名簿管理人）

1. 当会社は、株主名簿管理人を置く。
2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
3. 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。

## 第3章 株主総会

### 第11条（招集の時期）

当会社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集する。

### 第12条（定時株主総会の基準日）

当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

### 第13条（招集権者及び議長）

株主総会は、取締役社長が招集し、その議長となる。取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により他の取締役がこれに代わる。

#### 第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）

当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したもののとみなすことができる。

#### 第15条（決議要件）

1. 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
2. 会社法第309条第2項の規定による株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

#### 第16条（議決権の代理行使）

1. 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人としてその議決権を行使することができる。
2. 株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証する書面を当会社に提出しなければならない。

### 第4章 取締役及び取締役会

#### 第17条（員数）

当会社の取締役は、10名以内とする。

#### 第18条（選任）

1. 取締役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
2. 当会社の取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

#### 第19条（任期）

取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定期株主総会終結の時までとする。

#### 第20条（取締役会）

1. 取締役会は、取締役社長が招集し、その議長となる。取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。
2. 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の3日前までに発する。但し、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

3. 取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をし、監査役が異議を述べないときは、取締役会の承認決議があったものとみなす。
4. 取締役会の運営その他に関する事項については、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

#### 第21条（代表取締役及び役付取締役）

1. 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。
2. 取締役会は、その決議によって取締役社長1名、取締役会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

#### 第22条（報酬等）

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という）は、株主総会の決議によって定める。

#### 第23条（取締役の責任免除）

1. 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、1,000万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。

### 第5章 監査役及び監査役会

#### 第24条（員数）

当会社の監査役は、5名以内とする。

#### 第25条（選任）

監査役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

#### 第26条（任期）

1. 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定期株主総会終結の時までとする。
2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

### 第27条（常勤の監査役）

監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

### 第28条（監査役会）

1. 監査役会の招集通知は、各監査役に対して、会日の3日前までに発する。但し、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。
2. 監査役会の運営その他に関する事項については、監査役会の定める監査役会規程による。

### 第29条（報酬等）

監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

### 第30条（監査役の責任免除）

1. 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、1,000万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。

## 第6章 計 算

### 第31条（事業年度）

当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

### 第32条（剰余金の配当）

1. 当会社は、株主総会の決議により、毎事業年度末日の株主名簿に記録された株主又は登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。
2. 当会社は、前項のほか、取締役会の決議により、毎年9月30日の株主名簿に記録された株主又は登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。

### 第33条（自己の株式の取得）

当会社は、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

### 第34条（配当金の除斥期間）

期末配当金及び中間配当金が支払開始日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。

## 附 則

1. 1997年8月11日制定
2. 2002年2月22日改訂
3. 2002年4月1日改訂
4. 2002年5月7日改訂
5. 2002年5月24日改訂
6. 2002年6月24日改訂
7. 2003年6月23日改訂
8. 2004年6月24日改訂
9. 2004年11月1日改訂
10. 2005年1月31日改訂
11. 2005年6月27日改訂
12. 2005年7月25日改訂
13. 2006年6月22日改訂
14. 2007年6月21日改訂
15. 2009年6月18日改訂
16. 2010年4月1日改訂
17. 2010年6月22日改訂
18. 2011年6月22日改訂
19. 2012年6月20日改訂
20. 2012年10月1日改訂
21. 2013年6月25日改訂
22. 2013年10月1日改訂
23. 2014年6月24日改訂
24. 2014年7月1日改訂
25. 2015年6月25日改訂
26. 2018年6月26日改訂
27. 2021年6月23日改訂
28. 第3条の変更は、2022年4月30日までに開催される取締役会において決定する本店移転日をもって効力発生日とする。本附則は、効力発生日経過後、削除する。